

Salesforce システム管理者向けトレーニングサービス利用約款

第 1 条(約款の目的、変更)

1. 本約款は、所定の「Salesforce システム管理者向けトレーニングサービス注文書(以下「注文書」という)記載の申込者(以下「甲」という)に対して、株式会社サンブリッジ(以下「乙」という)から提供される「Salesforce システム管理者向けトレーニングサービス(以下「本サービス」という)に関する諸条件を規定するものである。
2. 乙は、甲の承諾を得ることなく合理的な範囲で本約款を変更することができるものとし、本約款の変更があった場合においては、変更後の約款が即時適用されるものとする。

第 2 条(本サービスの内容、保証)

1. 本サービスの内容、実施形式、受講料(以下「代金」という)の額等は、乙により以下の URL に表示するものとし、乙は甲の承諾を得ることなくこれをいつでも変更することができるものとする。但し、第 3 条第 2 項により乙が甲の注文を承諾したときには、注文時点の内容が適用される。
<https://info2.sunbridge.com/sfadmin-training/>
2. 乙は、本サービスを善良な管理者の注意義務をもって実施する。これ以外、明示的であれ黙示的であれ、市場性または特定目的への適合性の黙示の保証又は責任を含むすべてのその他の保証又は責任は否認されるものとする。
3. 甲は、本サービスの提供を受けるにあたり必要となる設備、環境、ライセンス等を、自己の責任と負担で用意するものとし、乙はこの用意又は不用意に関し一切の責任を負わないものとする。

第 3 条(本サービスの注文、実施協議)

1. 甲は、本サービスを希望する場合、所定の注文書を乙に提出し、乙はこれに対し所定の方法により遅滞なく承諾又は不承諾の通知を発信するものとする。
2. 乙は、前項の承諾又は不承諾の決定に関する一切の権限と裁量を有し、甲に対し承諾又は不承諾を決定した理由を説明する責任を負わないものとする。
3. 第 1 項により乙が甲の注文を承諾した場合、乙は注文書に記載の甲の連絡先に対し本サービスの実施についての必要事項を通知し、以後、甲乙協力して実施に向けて協議するものとする。
4. 乙の責によらず前項の協議が整わない場合、又は前項の協議の過程で本サービスを甲に提供するのが相当でないと乙が判断した場合、乙は当該協議にかかる注文の承諾を取り消すことができるものとする。

第 4 条(本サービスの実施)

1. 本サービスは、前条第 3 項の協議の結果に基づき、甲乙協力して実施されるものとする。
2. 乙は、本サービスの実施につき、自己の責任で第三者に委託することができる。但し、乙は、当該委託先に本約款に定める乙の義務と同等の義務を遵守させる。
3. 本サービスの実施前又は実施途中において、第 8 条に定める不可抗力、その他の不測事態等により本サービスが開始されず又は中断した場合、甲乙協議してその後の対応を決定するものとする。
4. 本サービスの実施が終了し又は終了したと乙がみなした(以下「実施終了」という)とき、乙は甲に対し、Salesforce システム管理者向けトレーニングマニュアル(以下「本マニュアル」という)を、甲が予め指定したメールアドレス宛に提供する。

第 5 条(代金の支払)

1. 乙は、代金について、前条第 4 項に定める実施終了の日の属する月の末日付の請求書(PDF 版)を発行し、甲が予め指定したメールアドレス宛に送付する。
2. 甲は、乙に対し、代金を、前項の請求書に従い、前条第 4 項に定める実施終了の日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は前営業日)までに銀行振込みの方法で支払うものとする。支払いにかかる手数料は甲の負担とする。
3. 甲が代金の支払いを怠り、乙からの催告後直ちに支払いを行わない場合は、乙は甲に対し、遅延した金額に対して完済日まで、年 14.6%(年 365 日の日割り)の遅延利息を請求することができるものとする。
4. 乙は、理由の如何を問わず、すでに支払いを受けた代金の払い戻しは行わないものとする。

Salesforce システム管理者向けトレーニングサービス利用約款

第6条(知的財産権、使用許諾)

1. 本マニュアルに関する著作権、その他一切の知的財産権は乙に帰属する。
2. 乙は、甲に対し、本マニュアルの使用を、甲の自己使用に限り本約款の定め範囲内で許諾する。
3. 乙は、甲が本約款の定め違反した場合、前項の使用許諾を取り消すことが出来るものとし、甲は乙からの本マニュアルの使用差止め及び返還等の請求に対し直ちに応じなければならないものとする。なお、乙は甲が行った違反行為により損害を被ったときは、甲に賠償を求めることができるものとする。

第7条(禁止事項)

甲は、以下の各号に該当する行為(以下、「禁止行為」という)を行ってはならないものとする。乙は、甲の禁止行為を認知した場合には直ちに本約款にかかる乙との契約を解除することができる。禁止行為を行ったことによる一切の責任は甲が負うものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。なお、乙は甲が行った禁止行為により損害を被ったときは、甲に賠償を求めることができるものとする。

- a. 本サービスの実施の様態を撮影、録音、録画する行為、その他電磁的記録に残す行為。
- b. 甲以外による本サービス内容及び本マニュアルの利用、その他二次利用、転用、転売と認められる行為
- c. 乙又は第三者の著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- d. 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- e. 第3条及び第4条の過程で事実と反する情報を乙に提供する行為
- f. その他、本マニュアルの使用許諾の趣旨に照らし乙が不適切と判断する行為
- g. 公序良俗に反する行為ないし法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

第8条(不可抗力)

甲乙いずれも、以下の事由による本約款の義務の不履行または遅滞について責任を負わないものとする。但し、甲及び乙は、不可抗力による影響を緩和させるために合理的な努力を行うこととする。

- a. 戦争、内乱、暴動、デモンストレーション、テロ、革命、侵略行為、封鎖等の社会的騒乱
- b. 地震、洪水、津波、海難、台風、地滑り、落雷、火山噴火等の天災
- c. 資材・資源(ガス、石油、電気、水道等)の不足、ネットワーク、電気通信上の機能停止又はコンピュータの誤作動・故障
- d. 政府の規制(輸出又はその他のライセンスの拒否、取り消しを含む)
- e. 火災、爆発事故、放射能事故等の人災
- f. 感染症、伝染病の蔓延
- g. 労働争議、公共の交通のストライキ、その他当事者の合理的な支配を超えた事態

第9条(機密保持)

1. 本サービスの取引にあたって甲乙間で開示される一切の情報(個人情報を含む)は機密情報とし、甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって当該機密情報を機密のものとして厳重に管理するものとする。
2. 甲及び乙は、機密情報に接触できる自己の従業者(役員、従業員、派遣社員、出向社員、契約社員等)、及び弁護士、公認会計士等法律上守秘義務を負う関係者に機密情報を開示できる。但し、開示する関係者は必要最小限の者とし、開示する情報も必要な範囲に限る。
3. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、前項に定める者以外のいかなる者に対しても機密情報を開示・漏洩してはならない。
4. 相手方の責に帰すべき事由に基づく本条の違反によって損害を被った場合、甲及び乙は、当該違反の直接の結果として現実に被った通常の損害につき、相手方に対して損害賠償を請求することができるとともに、その違反行為の差止めを要求することができる。

第10条(契約解除)

1. 甲又乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、何らの通知催告を要せず直ちに本約款にかかる契約の全部または一部を将来に向けて解除できるものとする。ただし、各号の一に該当する事由の発生が、解除をしよう

Salesforce システム管理者向けトレーニングサービス利用約款

とする当事者の責めに帰すべき事由による場合は、当該当事者は解除することができない。

- a. 手形又は小切手が不渡りになったとき
 - b. 支払いの停止又は仮差押、差押、競売等の強制執行の申し立てがあったとき
 - c. 破産、会社更生手続、民事再生手続、その他類似の手続開始の申し立てがあったとき
 - d. 解散又は事業の全部もしくは重要な一部を第三者に承継させようとしたとき
 - e. 本約款の条項の一に違反し、当該違反に関する相手方から書面による催告を受領した後 30 日以内にこれを是正しないとき
2. 甲又は乙は、前項各号の一に該当したときは、相手方に対する本約款にかかる契約に基づく一切の金銭債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに履行しなければならないものとする。

第 11 条(損害賠償)

1. 甲は、乙の本サービスの実施に関し、乙に対して乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、第 2 項所定の限度内で損害賠償を請求することができる。なお、乙は、甲が本サービスに関連し第三者との間で契約等により発生したまたは支払った費用、報酬、損害等、および第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害については一切の責任を負わないものとする。
2. 乙の損害賠償責任は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害にかかる当該サービスの代金のうち乙が受領済の額(消費税等を含まない)を限度とする。
3. 第 1 項の損害賠償請求は、実施終了の日から 3 ヶ月が経過した後は行うことが出来ない。
4. 本マニュアルに記載された内容等に瑕疵があった場合、又は改定等により変更が生じた場合においても、乙は一切の責任を負わない。

第 12 条(反社会的勢力排除)

1. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体、及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして乙の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、確約する。
2. 相手方が本条に定める義務に違反した場合、甲及び乙は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本約款に基づく契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、本項に定める解除は相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 13 条(契約譲渡)

甲及び乙は、本約款上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならず、又は第三者に義務を承継できないものとする。但し、支配権に影響しないグループ企業合併等の包括承継の場合はこの限りではない。

第 14 条(合意管轄)

本約款に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第 16 条(協議)

本約款に関して当事者間に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事由が発生した場合には、両当事者間で速やかに協議を行い、円満にその解決を図るものとする。

Salesforce システム管理者向けトレーニングサービス利用約款

2023 年 8 月 4 日制定

株式会社サンブリッジ